

条例等の一部改正等に関する資料

令和6年6月14日提出

大 崎 市

## 目 次

|         |                                       |   |
|---------|---------------------------------------|---|
| 議案第 68号 | 大崎市市税条例の一部を改正する条例……………                | 1 |
| 議案第 69号 | 大崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正<br>する条例…………… | 2 |
| 議案第 70号 | 大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………           | 3 |
| 議案第 71号 | 大崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例……………            | 4 |
| 議案第 72号 | 大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例……………              | 4 |
| 議案第 79号 | 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………          | 6 |

●議案第68号 大崎市市税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p><b>第56条</b> 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> | <p><b>第56条</b> 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</b></p> <p><b>第4条の2</b> <u>当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)</u>の規定の</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p><u>適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、<u>令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> |
|--|--|

●議案第69号 大崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(新旧対照表)

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第13条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項_____の規定の適用については、<u>同項中</u>「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と_____</p> <p>_____する。</p> <p>4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用される法第13条第1項の規定及び平成23年特別令第13条第7項の規定によるものとする。</p> | <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略</p> <p>(東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間等の特例)</p> <p>3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、<u>第13条第2項中</u>「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、<u>第14条中</u>「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあっては、無利子)」とする。</p> <p>4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えて適用される法第13条第1項の規定及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。</p> |

●議案第70号 大崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>(課税額)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第23条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> | <p>(課税額)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者(2項世帯主を除く。)につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p><b>第23条</b> 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> |

|                |                |
|----------------|----------------|
| ア～カ 略<br>2・3 略 | ア～カ 略<br>2・3 略 |
|----------------|----------------|

●議案第71号 大崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p><b>(定義)</b><br/> <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>農業、製造業、電気業、情報通信業、運輸業、卸売業及び宿泊業のうち規則で定める事業に供する施設をいう。</u></p> <p>(2)～(11) 略</p> <p><b>(奨励金の額等)</b><br/> <b>第4条の2</b> 奨励金の額及び限度額は、次の各号に掲げる奨励金に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用促進奨励金 市内に住所を有する新規雇用者数に<u>100万円</u>(新規雇用者が短時間労働者である場合は、<u>30万円</u>)を乗じて得た額(その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><b>(奨励金の交付)</b><br/> <b>第6条の2</b> 市長は、<u>前条第2項の規定により奨励金の交付の決定をしたときは、当該決定のあった年度に一括して奨励金を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより、奨励金を3年を超えない範囲内で複数の年度に分割して交付することができるものとする。</u></p> | <p><b>(定義)</b><br/> <b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 <u>製造業</u>、電気業、情報通信業、運輸業、卸売業及び宿泊業のうち規則で定める事業に供する施設をいう。</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p><b>(奨励金の額等)</b><br/> <b>第4条の2</b> 奨励金の額及び限度額は、次の各号に掲げる奨励金に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 雇用促進奨励金 市内に住所を有する新規雇用者数に<u>20万円</u>(新規雇用者が短時間労働者である場合は、<u>10万円</u>)を乗じて得た額(その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円)</p> <p>(3)～(5) 略</p> |

●議案第72号 大崎市市営住宅条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

○大崎市市営住宅条例の一部改正(第1条関係)

| 改正案  | 現行 |    |   |   |  |    |    |   |   |
|--|----|----|---|---|--|----|----|---|---|
| <p><b>別表(第3条関係)</b><br/> (1) 普通市営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 | <p><b>別表(第3条関係)</b><br/> (1) 普通市営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> | 名称 | 位置 | 略 | 略 |
| 名称   | 位置 |    |   |   |  |    |    |   |   |
| 略  | 略  |    |   |   |  |    |    |   |   |
| 名称   | 位置 |    |   |   |  |    |    |   |   |
| 略  | 略  |    |   |   |  |    |    |   |   |

|                        |                  |                        |                 |
|------------------------|------------------|------------------------|-----------------|
| 岩出山新橋老人住宅              | 大崎市岩出山字下川原61番地1  | 岩出山新橋老人住宅              | 大崎市岩出山字下川原61番地1 |
| 岩出山上川原町住宅              | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 |                        |                 |
| 鳴子中山平住宅                | 大崎市鳴子温泉字星沼19番地1  | 鳴子中山平住宅                | 大崎市鳴子温泉字星沼19番地1 |
| 略                      | 略                | 略                      | 略               |
| (2)～(4) 略<br>(5) 有料駐車場 |                  | (2)～(4) 略<br>(5) 有料駐車場 |                 |
| 名称                     | 位置               | 名称                     | 位置              |
| 略                      | 略                | 略                      | 略               |
| 三本木南谷地住宅駐<br>車場        | 大崎市三本木字新鹿嶋6番地外   | 三本木南谷地住宅駐<br>車場        | 大崎市三本木字新鹿嶋6番地外  |
| 岩出山上川原町住宅<br>駐車場       | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 |                        |                 |
| 鳴子温泉住宅駐車場              | 大崎市鳴子温泉字末沢52番地   | 鳴子温泉住宅駐車場              | 大崎市鳴子温泉字末沢52番地  |
| 略                      | 略                | 略                      | 略               |

○大崎市市営住宅条例の一部改正(第2条関係)

| 改正案                             |                  | 現行                              |                  |
|---------------------------------|------------------|---------------------------------|------------------|
| <b>別表</b> (第3条関係)<br>(1) 普通市営住宅 |                  | <b>別表</b> (第3条関係)<br>(1) 普通市営住宅 |                  |
| 名称                              | 位置               | 名称                              | 位置               |
| 略                               | 略                | 略                               | 略                |
| 岩出山上川原町住宅                       | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 | 岩出山上川原町住宅                       | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 |
| 岩出山下川原住宅                        | 大崎市岩出山字下川原36番地1  |                                 |                  |
| 鳴子中山平住宅                         | 大崎市鳴子温泉字星沼19番地1  | 鳴子中山平住宅                         | 大崎市鳴子温泉字星沼19番地1  |
| 略                               | 略                | 略                               | 略                |
| (2)～(4) 略<br>(5) 有料駐車場          |                  | (2)～(4) 略<br>(5) 有料駐車場          |                  |
| 名称                              | 位置               | 名称                              | 位置               |
| 略                               | 略                | 略                               | 略                |
| 岩出山上川原町住宅<br>駐車場                | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 | 岩出山上川原町住宅<br>駐車場                | 大崎市岩出山字上川原町95番地1 |
| 岩出山下川原住宅駐<br>車場                 | 大崎市岩出山字下川原36番地1  |                                 |                  |
| 鳴子温泉住宅駐車場                       | 大崎市鳴子温泉字末沢52番地   | 鳴子温泉住宅駐車場                       | 大崎市鳴子温泉字末沢52番地   |
| 略                               | 略                | 略                               | 略                |

●議案第79号 宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約(新旧対照表)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p><b>別表第1</b>(第4条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 資格確認書等の引渡し</p> <p>3 資格確認書等の返還の受付</p> <p>4～6 略</p> | <p><b>別表第1</b>(第4条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</p> <p>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</p> <p>4～6 略</p> |